

第8回研究会

里山の保全と『森林・林業再生プラン』

龍谷大学法学部教授・里山学研究センター研究スタッフ
吉岡 祥充

〈要旨〉

里山の重要な構成要素である里山林は、農業生産や地域の生活のために利用管理されてきた二次林とされている。しかし、そこには、入会林野の整理を含む戦後の拡大造林政策の展開によって地域によってはかなりの「人工林」が含まれている。個別的には所有の規模も相対的に小さいこのような人工林は、林業の停滞によって管理が困難になっているところが多く、里山の保全を考える際にも、検討すべき課題の一つであると思われる。このような課題を想定しつつ、この報告では、近年の林業政策の基本的方向性を示すものとしての「森林・林業再生プラン」の概要と問題点を検討した。

「再生プラン」は、我が国において利用可能な森林資源の蓄積が進んでいるにもかかわらず、その利用が進まず、さらに森林の維持管理が不十分となる原因を我が国「林業の低生産性」にもとめ、したがって、その生産性を向上させることによって森林の多面的機能を発揮させることが可能となるという政策論理に基づいている。それ故、「所有と経営の分離」と「経営の集約化」を促進することに主眼を置いている。

確かに、小規模分散型の森林所有構造を前提とする場合、限界集落やその消失が指摘されている奥山においてはある程度森林経営の集約化によって林業や森林の管理を進めていくことが必要であるといえる。しかし、相対的に住民が生活し農業生産が行われている里山地域においては、なお所有と経営の一体性を前提とした「協業」を追求する可能性があるだけでなく、より広い地域的土地利用計画への合意形成を前提とする林業のあり方を考えるべきではないかと思われる。また森林の公益的機能の発揮についても、それを再生プランの林業的経済循環の中でのみ実現することには限界があり、この意味でも住民の参加を基礎とする広域的土地利用計画やそれと関連した市町村森林計画の実現を目指す必要がある。